

令和3年度インバウンド向け埼玉県観光動画制作・広告事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和3年度インバウンド向け埼玉県観光動画制作・広告事業業務委託

2 委託期間

契約日から令和4年3月15日まで

3 目的

ポストコロナに向け、海外への魅力発信ツールとなる埼玉県観光動画を制作し、PRすることで、コロナ収束後の埼玉県（以下「県」という。）の観光振興につなげる。

4 PR対象地域

英語圏（米国、カナダ、英国、オーストラリア、ニュージーランドを
メインターゲットとした海外）

5 想定する用途

- (1) 埼玉県が放映又は許可をした媒体での配信（例：WEB含むメディアやSNS）
- (2) 埼玉県が許可をした施設内での放映（例：海外旅行博、商業施設等）
- (3) 埼玉県が許可をした団体による放映（例：競技施設の大型ビジョン）
- (4) 鉄道や航空会社等のメディアビジョン等の広報媒体による放映

6 委託業務の内容

(1) 制作方針

- ①埼玉県全体の観光地の魅力が、明確かつ簡潔に伝わる内容とすること
- ②動画の作成本数は、埼玉県全体の観光の魅力を紹介する動画1本以上とする上記5の用途に対応できるよう、1本の動画に対し、異なる尺の動画を4種類以上用意するものとする。
- ③十分に県及び取材先と連携をとり、定められた予算の中で、最大限①の目的を達成できるよう努力すること。

(2) 業務内容

ア 企画立案

- ・ 提案にあたっては、インバウンド向けに訴求力の高い動画を制作するものとし、埼玉県の観光の特性等の分析をした上で、動画のテーマ及び構成案を提案すること。
ただし、埼玉県が東京から近いという地理的特性は、動画の内容に必ず含めること。
- ・ 動画で紹介する観光資源、動画制作のための絵コンテなど、よりよい動画を制作する上でポイントとなる項目を具体的に明記すること。
- ・ 動画は原則として、ノンバーバル（非言語）のものとするが、県内の観光地の所在が明確になるような工夫をすること（例：観光施設名の表記を入れる）。
- ・ 動画で紹介する観光資源については、地域に偏りが出ないように可能な範囲で配慮す

ること。

- ・ 外国人目線で魅力ある動画を作成するため、事業実施体制にはターゲット地域出身の外国人を含めること。
- ・ 受託事業者としての動画制作実績がある場合、視聴可能なURLなどとともに明記すること。
- ・ 取材・撮影に係る手配、事前許可取得については、すべて受託者の責任で実施すること。
- ・ 動画に合わせたBGMを挿入すること。
- ・ ドローンやタイムラプスなどの撮影技法を工夫して、効果的なPR動画となるように検討すること
- ・ モデル等の出演者を起用する場合は、動画出演関係者に関する情報を提案書に含めること。
- ・ 動画の長さや画質については、下記のとおりとする。

長さ	上記5の用途を想定し、 ①15秒、②30秒、③60秒 ④3～5分程度 の長さで作成すること ただし、そのほかは自由提案とする。
画質等	・画質：4K（3840×2160）及びFHD（1920×1080） ・ファイル形式：mov 及び mp4 ・フレームレート：60fps 以上

イ 撮影、編集・校正

- ・ 撮影にあたっては、必要に応じて県・関係者立ち合いのもと動画を撮影すること。動画制作にあたっては、県・関係者が動画の校正を行う機会を3回程度設けること。
- ・ 県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

ウ 納品

- ・ タイムリーな情報発信をするために、完成した動画から順に納品すること。ただし、最終的な動画の納期限は令和4年1月26日（水）までとする。動画の納品にあたっては、以下のような記録媒体にて納品すること。

また、県からの要請に基づき、動画の納期や手法について、柔軟に対応すること。

納品方法	ポータブルHDD（1個）及びDVD（5枚）に、それぞれ動画を保存し納品すること。 また保存されているデータについては、一般的なPCで複製が可能な形式にすること。
掲載用エンコードデータ一式	movまたはmp4形式での動画配信データとして記録媒体で納品すること。
動画素材データ一式	テロップ等の編集がなされていない動画素材を、movまたはmp4形式で記録媒体で納品すること。
提出先	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当

(3) SNS媒体での掲載

動画に合う英語の記事を作成し、YouTube、Facebook（英語版）への掲載を行うこと。

ア 実施内容

・掲載媒体：

【県公式観光 YouTube】

<https://www.youtube.com/channel/UCT544cd1cn-f06b3c0U8hew>

【県公式観光 Facebook（英語版）】

<https://www.facebook.com/saitamajapan.en/>

・掲載時期：動画制作後1ヵ月以内

※具体的な掲載時期は、県との協議により決定するものとする。

イ 記事内容

県公式観光 Facebook・YouTube の記事内容について、1動画につき100字程度で作成し、必ずネイティブチェックを受けること。なお、記事制作にあたっては、日本語の原稿を作成し、投稿前に県に内容の確認を受けること。

(4) 広告配信業務

- ・ 上記（1）で制作した動画について、話題性・拡張性等を確保するため、YouTube 上でオンライン広告を配信すること。動画の再生回数の目標値は、10万回以上の再生とする。
- ・ 広告のターゲット国は、英語圏（米国、カナダ、英国、オーストラリア、ニュージーランド）とする。
- ・ YouTube 広告のほか、ターゲット国に対し、効果的なプロモーションがあれば提案すること。提案書内に必ず、手法、成果指標について具体的に明示すること。
- ・ 広告配信時期のスケジュールを明示すること。
なお、広告配信開始後は広告の配信状況を逐次報告し、分析を行った上でターゲティングの変更や絞り込み等改善策を提案し、県と協議の上、さらなる広告が実施できるようなスケジュールとすること。
- ・ 広告の成果報告書には、視聴者の属性情報（国籍等）や動画に寄せられたコメントの翻訳などを含め、動画の評価が分かる形で記載すること。

(5) 成果報告書の提出

事業完了後、直ちに「事業実施報告書」及び「事業効果測定報告書」を提出すること。成果報告書は印刷したもの（4部）及びPDFで県に提出すること。

6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用

する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として県の個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。